

# データでわかる高齢者住宅①

資料提供 & 分析: タムラプランニング & オペレーティング

## 要介護者向け有料老人ホーム

「介護付有料老人ホーム」<sup>\*1</sup> 「住宅型有料老人ホーム」<sup>\*2</sup> 「無届有料老人ホーム」<sup>\*3</sup> の3つのカテゴリーで、入居対象を要介護者

としているホームの商品比較を行った（2018年3～4月時点）。

居室面積や入居一時金、月額費、介護・看護職員配置の状況を2018年のデータからみていく。なお、介護居室、自立居室の振り分けは、ホームが標榜している入居時要件ではなく、同社の判断によるもの。9戸以下の小規模ホームは対象外。

### ＜各施設の概要＞

＜有料老人ホームのなかで介護保険の特定施設の指定を受けたタイプ＞

【有料老人ホーム】  
（介護保険対応）

制 度	老人福祉法第29条にもとづき、有料老人ホームの届出を行い、かつ介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けたホーム。
概 要	食事サービス、介護サービス、健康管理サービス等の提供。商品バリエーションはさまざま。
運営事業者	民間事業者、社会福祉法人等
入居対象者	自立、要支援～要介護高齢者
介 護 保 険	介護保険の事業者指定は、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」に分類。
開 設 傾 向	介護保険制度導入後、急速にホーム数が増加。総量規制の影響により、年次別開設数には増減がみられる。公募より新規開設を募っている自治体が増えている。

＜要介護時には、外部の在宅サービス事業者と入居者が別途契約するタイプ＞

【有料老人ホーム】  
（外部サービスによる対応）

制 度	老人福祉法第29条
概 要	食事サービス、健康管理サービス等の提供。ホーム自らは介護サービスを提供しない。
運営事業者	民間事業者、社会福祉法人等
入居対象者	自立、要支援～要介護高齢者
介 護 保 険	外部の在宅サービス事業者と入居者が個々に契約。
開 設 傾 向	2006年4月から特定施設が総量規制の対象になり、新規開設が抑制されたことにより、住宅型の開設数が増加。無届有料老人ホームが、行政指導によって住宅型有料老人ホームの届出を行ったケースも多い。

＜多くのホームが2006年4月から届出義務の対象に＞

【根拠となる法律・制度無し】  
（外部サービスによる対応）

制 度	有料老人ホームと同等のサービス内容・運営実態であるにもかかわらず、届出を行っていないホーム。 本レポートではこのようなホームを便宜上、「無届有料老人ホーム」と位置づけている。
概 要	食事サービス、健康管理サービス等の提供。
運営事業者	民間事業者等
入居対象者	自立、要支援～要介護高齢者
介 護 保 険	通常の自宅と同じで、外部の在宅サービス事業者と入居者が個々に契約するが、多くの場合、同施設内や隣地に在宅サービスを設置するケースが多い。
開 設 傾 向	2006年4月から老人福祉法の改正で有料老人ホームの定義が拡大されたことにより、これまで無届だったホームは届出義務の対象となった。事故の発生もあり、行政指導により、住宅型有料老人ホームの届出が行われてきている。

### 1. 居室面積

13m<sup>2</sup>～18m<sup>2</sup>が最多

居室面積別のホーム数をみると、13m<sup>2</sup>～18m<sup>2</sup>未満の層が4227カ所（約14万9729戸）と最も多い。次いで18m<sup>2</sup>～20m<sup>2</sup>未満の層が3062カ所（14万8424戸）となっており、これらで全体のホーム数の6割強を占めている。

